

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成30年度第2回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	諮問事項 情報公開制度の運用の見直しについて（公開）
日 時	平成30年6月27日（水）午前9時から午前9時35分まで
場 所	市役所5階 511・512会議室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
事務局等	実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、渡邊 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事） 事務局 佐賀 忠（総務部長）、渡邊 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事）
傍 聴 者	無し
議 事	
平成30年度第2回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 諮問事項 情報公開制度の運用の見直しについて（公開） 事務局から前回配布した資料を修正することについて、説明を受けた。 須賀会長 まず「第2条第2号の『行政文書の定義』について」の修正について、何かあるか。 遠藤委員 今回の修正のように変えると、仮に図書館等において保管している資料について条例による開示請求があった場合には、断る、又は拒否するということになるのか。 渡邊課長 開示請求ではなく、別の申請をしていただければ閲覧できるということを説明することになるかと思います。 遠藤委員 誰でも閲覧できるということは、断ることはないということか。 渡邊課長 事前の申請があれば、断ることはありません。 遠藤委員 複写は認められていないのか。 高谷主任主事 興風図書館においては、デジタルカメラ等を使った撮影が認められていますので、その画像を必要に応じて印刷するということはできます。 遠藤委員 手数料は無料か。 高谷主任主事 閲覧、撮影は無料です。	

遠藤委員 開示請求だと、文書のコピーを渡すこともできるわけだが、違いはそれぐらいか。

高谷主任主事 そういった違いのほかに、開示請求を受けた場合は、開示、不開示を決定するまでの期間が2週間と決まっている一方、図書館で特別に保有する資料については、早ければ翌日以降に閲覧できるという違いがあります。

須賀会長 寄贈等により図書館に入ってきた資料は、事前に申請があれば、全て閲覧させるということか。

高谷主任主事 寄贈等により図書館に入ってきた資料は、適切な保存の措置をし、資料として見られる状態にしたあとに、全て閲覧していただくことにしております。

須賀会長 そうすると許可、不許可ということはないということでしょうか。

高谷主任主事 そうです。

遠藤委員 図書館は、こういった資料についても目録は作っているか。

高谷主任主事 作っております。

須賀会長 次に「条例第13条の『第三者保護に関する手続』の改正について」に関して何かあるか。

遠藤委員 前回から変わった実質的理由はなにか。

渡邊課長 確かに前回までは、県に意見照会をする事例があるのであれば条例に位置付けるべきだという考えで提案させていただきましたが、前回審査会において遠藤委員のご発言にもありました、例の国と今治市や愛媛県の問題をよくよく考えてみますと、市が開示に当たって国から意見をもらおうと、市と国の関係で、どうしても国寄りの方向になってしまうということを懸念しています。そうなりますと、開示請求者の権利が狭まってしまうのではないかとということを危惧しており、条文を現行どおりとすることにしましたものです。

遠藤委員 前は、周りの市町村を見ても、県等を除く規定になっているということを言っていたと思うが。

今村副市長 前回の案は、野田市において任意的な意見照会を実際にやっていて、他団体で条例に規定しているところもあるのなら、野田市でも規定しておいた方がいい、といったくらいの感覚で、あまり深く考えなかったところもあると反省しています。しかし、国や県等に対する意見照会を正式に条例に基づいて行うということになることをよくよく考えてみたときに、市としての開示する方向の判断の確認のために意見照会をし、国や県等から不開示が妥当だと言われたとき、不開示と言われたけどやはり開示しますっていうことを毅然として言わなければならないのですが、今後担当者が変わっていくことも考えると、実際にはなかなか言いにくくなるのではないかとということを危惧してしまいます。また、これによって正式に審査請求を国や県ができることになると、開示請求者にとっては、開示の決定を受けているのに実際の開示の実施が大幅に遅れるということになりますので、これは現

行の開示請求者の権利に重点を置けば、わざわざワンステップ入れる必要はないのかなということで、元に戻させていただきたいというようなところです。

遠藤委員 今までの規定の中でも実際に任意に照会した例があるということでもいいか。

今村副市長 今回の資料にある警察の例だけですが、あります。

遠藤委員 今後も任意の照会はあるかもしれない。

今村副市長 不開示をしようとするときに任意に照会するだけです。

遠藤委員 条例の規定があってもなくても同じような気がするが。

今村副市長 審査請求の権利を国や県に与えるかどうか、という違いはあります。

遠藤委員 規定の仕方によって、というよりは、市がどれだけ判断の独自性を発揮できるか、ということではないか。開示という内心を持っていて任意で照会し、不開示情報ですよ、と指摘された。でもやはり開示だと思って開示してもいい。そうしたときに、審査請求が出てくるシステムなのか、出てこないシステムなのかという違いということでもいいか。

今村副市長 はい。

須賀会長 市としては、市独自の判断を優先するということでもいいか。

今村副市長 はい。結局意見照会をするときは、正直に言って問題があるのかな、とか、国は多分反対するだろうな、というような心配があって行うことになると思うので、そうするとどうしても反対意見の意向に配慮することになってしまうのかなと。担当もどんどん変わっていきますから、条例にその規定があると、この規定を使って、国や県に配慮することになってしまうので、それなら今までどおりでいいのではないかという考えです。

須賀会長 照会してこちらが開示のつもりでいたが、これは不開示ですよと言われても、市で開示するということもあるし、その意見に従うということもあるということか。

今村副市長 意見照会によって市の判断が変わってしまうという危惧があるということです。

遠藤委員 除外してもそれは同じではないか。

今村副市長 開示するという方向のときに、市の判断材料の不足によってきちんとした不開示情報を開示してしまう危険性を避けるという意味での任意の意見照会に限り実施し、審査請求の機会を与えるためという趣旨の意見照会はいたしません。審査請求の機会についても、開示請求者からすると時間的にも相当なロスになるということですので。

遠藤委員 警察への意見照会の事例を仮定してもう一度言うと、開示しようと思っていたが、ちょっと問題があるかもしれないから一応任意で県に照会してみようとしたら、県の方から、こういう問題点がありますよ、野田市条例に基づいて不開示が妥当ではないか、と言われたからそれに従ったのではないのか。

今村副市長 それは、市の判断材料が足りなかったので、結果として従うことになっ

たが、まさにこういうときの照会は任意で十分なのではないでしょうか。わざわざ条例で除いていたものを除かないことにして、正式なルートに乗せて審査請求の権利まで与える必要はないかな、ということです。

遠藤委員 県の不開示情報だからというわけではなく、野田市の条例に基づいても不開示であったということで、本来であれば、指摘されるまでもなく、自主的に気が付かなければならなかったということか。

今村副市長 はい。

須賀会長 任意の意見照会はやむを得ないということでいいか。

遠藤委員 やむを得ない場合があるということ。

須賀会長 委員の皆さん、ほかに意見や異議はあるか。

（ほかに意見や異議無し）

今村副市長 条例第１３条は元に戻すということなのですが、条例案と同時にパブリック・コメント手続に諮ることになる運用の手引やマニュアルのところでも、先ほどの言ったような趣旨をきちんと書かなければならないと思っているので、その部分を直して、次回の審査会で示させていただきます。

須賀会長 以上で第２回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上